



港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められた外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

前項の政府の貸付金及び政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(事業計画等)

第七条 指定会社は、毎事業年度開始前に(第三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による事業計画及び収支予算の提出があつたときは、遅滞なく、これらの写しを関係港湾管理者に送付するものとする。

3 指定会社は、毎事業年度経過後三月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。(区分経理)

第八条 指定会社は、国土交通省令で定めるところにより、外貿埠頭業務及びこれに附帯する業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。(財産の処分の制限等)

第九条 指定会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けるなければならない。

2 指定会社は、岸壁等の貸付けに係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。(定款の変更等)

第十条 指定会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。(役員の選任及び解任)

第十一條 指定会社は、役員を選任し、又は解任したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(監督命令)

第十二条 國土交通大臣は、指定会社の行う外埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第十三条 國土交通大臣は、指定会社の行う外埠頭業務の運営に關し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に關し報告させ、又はその職務に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 第四条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(指定の取消し)

第十四条 國土交通大臣は、指定会社が、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 外埠頭業務を適正に実施することができないと認められるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 第十二条の規定による命令に違反したと準用する。

第四条第二項の規定は、前項の規定により同一条第一項の指定を取り消そうとする場合について準用する。

第五条 國土交通大臣は、指定会社が第九条第二項の規定による岸壁等の貸付けに係る業務の全部の廃止の許可を受けたときは、第三条第一項の指定を取り消すものとする。

(指定を取り消した場合における措置)

第十五条 前条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

2 前条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における当該各号に定める其他の必要な措置については、別に法律で定める。

3 第二条第一項の規定により第三条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における当該各号に定める其他の必要な措置については、別に法律で定める。

(京浜債券及び阪神債券に関する経過措置)

第三条 京浜債券及び阪神債券は、第二条第一項の規定により指定法人が当該債券に係る債務を承継した後においても、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の適用については同法第十四条の債券とし、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の適用については同法第二条第一項第三号の債券とし、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の適用については当該債券が承継時ににおいて資金運用部資金による引

(国土交通省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十七条 第四条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定によると下の罰金に処し、又は同項の規定によると下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四条の二第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第九条第二項の規定に違反して、業務の全般又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二 第七条第一項の規定に違反して、事業計画又は収支予算を提出しなかつたとき。

三 第七条第三項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せざり、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらものを提出したとき。

四 第九条第二項の規定に違反して、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第一項及び第二項、第三条、第七条、第十条並びに第十五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

第一条 第二条第一項の規定により指定法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の所有権の保存又は移転の登記であつて公団が解散した日から一年以内に受けるものについては、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

2 第二条第一項の規定により指定法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対するは、不動産取得税を課することができない。

(京浜債券及び阪神債券に関する経過措置)

第三条 京浜債券及び阪神債券は、第二条第一項の規定により指定法人が当該債券に係る債務を承継した後においても、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の適用については同法第十四条の債券とし、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の適用については同法第二条第一項第三号の債券とし、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の適用については当該債券が承継時ににおいて資金運用部資金による引

為につきその団体を代表するほか、法人を被告又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。



